

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和7年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和7年3月31日まで) |

警 視 庁 刑 事 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
(参考送付)  
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 4 9 号  
令 和 元 年 7 月 3 1 日  
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

性犯罪捜査における適切な証拠保全について（通達）

性犯罪捜査においては、被害者への心情等に配慮しつつ、可能な限り早期に、必要な証拠を保全することが重要であるところ、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、引き続き、性犯罪捜査における適切な証拠保全に努められたい。

#### 記

### 1 被害の届出等があった場合への対応

性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の立場に立ち、被害者の体調等について配慮しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠保全等の必要な事項について丁寧に説明し、被害者が被害の届出を躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>している段階であっても、証拠資料の採取等の必要な捜査を行うこと。

### 2 薬物の使用が疑われる性犯罪への対応

#### (1) 性犯罪に使用される薬物による影響等

薬物の使用が疑われる性犯罪に関しては、これまでの検挙事例をみると、医師から処方される睡眠導入剤等、合法的に入手できる薬物が犯行に使用されるケースが散見される。薬物によっては、摂取後、数時間から数日間で体外に排出されることから、薬物の使用が疑われる被害申告を受理した場合には、速やかな証拠保全が求められる。

また、アルコールの影響だけでなく、薬物の影響により、被害者が意識があるように行動していても被害時の記憶が欠落している場合もあることから、被害者からの聴取に当たっては、こうした「薬剤性の健忘症状」にも十分留意する必要がある。

#### (2) 速やかな採尿等の実施

性犯罪捜査において、被害者からの聴取や被害前後の状況から薬物の使用が疑われる場合には、被害者の同意を得た上で、速やかに採尿や採血を実施し、鑑定に付すること。

なお、被害者が被害の届出を躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>している段階であっても、被害者の申立て内容等から薬物の使用が疑われる場合には、採尿等の実施について検討すること。

### 3 指導教養の実施

性犯罪は、休日や夜間帯に認知する場合もあり、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、警察職員の誰もが被害者の事情聴取等に当たる可能性があることから、適切に対応することができるよう、薬物の使用が疑われる性犯罪に関する知識を含め、部門を問わず、全職員に対し、あらゆる機会を活用して、指導教養を実施すること。

#### 4 資機材の整備

##### (1) 性犯罪の証拠保全に係る資機材の充実

今年度の警察庁予算において、「性犯罪における適切な早期の証拠保全に要する経費（補助金）」として5,001千円が容認されたところであるが、これは、薬物の使用が疑われる性犯罪被害者に対する適切な証拠保全を早期に実施するため、性犯罪証拠採取セット（捜査用）に加え、採尿・採血セット及び簡易薬物検査キットの整備に要する経費が含まれるよう見直しを行ったものである。

各都道府県警察においては、採尿・採血セット及び簡易薬物検査キットの整備を含め、性犯罪の証拠保全に係る資機材の充実を図ること。

##### (2) 医療機関における性犯罪証拠採取キットの整備推進

警察への届出を躊躇<sup>ちゆうちよ</sup>する性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときのために、医療機関等において被害者から申告のあった部位等から証拠資料を採取しておくため、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備しているところであるが、各都道府県警察にあっては、知事部局とも連携しつつ、整備に必要な予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等について検討すること。

また、この整備に当たっても、被疑者由来の精液、だ液等だけでなく、薬物の使用が疑われる性犯罪被害者からの採尿等の適切な実施に配慮するなど、効率的かつ的確な証拠保全ができるよう必要な検討をすること。